

## 第1章 総則

第1条 本サークルは鳥取大学混声合唱団フィルコールと称し、その本部を鳥取大学に置く。

第2条 本サークルは混声合唱を主体とする。

## 第2章 目的

第3条 本サークルは合唱活動を通じて部員の合唱技術の向上と相互の親睦をはかり、人格形成を促し、あわせて地方文化の発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 部員

第4条 部員は鳥取大学の学生で第3条の目的に賛同し、正規の手続きをとったものとする。手続きについては別に定める。

第5条 事項に該当するものは部長の名において除籍することができる。

1. 連続かつ無届けで練習を1ヶ月欠席した場合。
2. その他総会が部員として不適当と認めた場合。

第6条 部員は本人の意志でやめることができる。但し正規の手続きを経るものとする。手続きを経るについては別に定める。

## 第4章 練習

第7条 本サークルは第3条の目的の達成のために定期的に練習し、活動を行う。

1. 定期演奏会
2. その他第3条の目的にかなう活動

## 第5章 総会

第8条 本サークルは総会をもち、これを部活動における最高決議機関とする。

第9条 総会は部長がこれを召集し、部員の3分の2（委任状も含む）以上の出席をもって成立する。但し、委任状は部員の1割を越えてはならない。

第10条 総会は、部員の3分の2以上の要求がある時、又は部長が必要を認めた時、これを部長は原則として、3日前までに告示して召集しなければならない。

第11条 総会は、出席者中から議長を選出し、部長が議題を提出し、決議は原則として過半数の賛成を必要とする。

## 第6章 役員及び役員会

第12条 本サークルは次の役員を置く。但し原則として兼任は認めない。

部長・副部長・正指揮者・養成指揮者・チーフマネージャー・サブマネージャー（3名）・会計係（会計係長・一般会計・特別会計）・庶務係（庶務係長・備品係・記録係・後援会係）・編集係（編集係長・部誌発行係・視聴覚係）・楽譜係・パートリーダー（各パート1名）・サブパートリーダー（各パート1名）・人事係長・パートマスター（各パート1名）・代議員・副代議員 ※役員組織図は別紙

第13条 役員会は部の運営を円滑にするためのものとする。

第14条 役員会は、次の役員12名をもって構成する。但し、各係においてやむを得ない場合は代理を認める。

部長、副部長、正指揮者、チーフマネージャー、庶務係長、会計係長、編集係長、各パートリーダー、代議員

第15条 役員会は原則として、12名の出席をもって成立する。但しどうしてもやむを得ない場合は代理人が当らなければならないものとする。代理人は第12条に定められた役員とする。役員会は部長が必要に応じて又は役員の要望により原則として3日前までに告示しなければならない。

第16条 役員会は議長を選出し、議決に関しては、役員判断によるものとする。

第17条 役員会は必要に応じて関係者を召集することができるが、これらの人は議決権はない

第18条 緊急に際しては部長の判断により役員会の決議を最終決議とすることができる。

第19条 本サークルに役員会の補佐機関として技術部会を正指揮者、養成指揮者、常任指揮者、パートリーダー(4)、サブパートリーダー(4)によって構成する。

第20条 技術部会は技術面に関する梱部を検討し、技術の向上、音楽性の育成の行事に積極的に参加、協力するものとする。

## 第7章 顧問および相談役

第21条 本サークルは顧問を置く。

第22条 役員会は相談役を若干名置くことができる。

## 第8章 会期および任期

第23条 会期は定期演奏会終了時より、翌年定期演奏会終了時までの1年間とする。

## 第9章 役員選挙

第24条 役員に関しては当該学年の会議および承認を得て決定する。

第25条 役員は第1次役員と第2次役員に分ける。

1. 第1次役員は部長、副部長、正指揮者、養成指揮者、チーフマネージャー、会計係長、庶務係長、編集係長、各パートリーダー、代議員、計13名とする。
2. 第2次役員は、サブマネージャー(3名)、一般会計、特別会計、部誌発行係、視聴覚係、パートマスター、サブパートリーダー、楽譜係、備品係、記録係、後援会係、副代議員、計20名とする。

第26条 その他の選挙に関する細則は選挙管理委員会が発案し、総会により、決議する。

## 第10章 会計

第27条 本サークルの経費は部員及び自治会からの補助金、その他の収入をもってあてる。この場合部費は入部及び復部したその時から退部及び休部したその時まで定められた金額を徴収されるものとする。

第28条 会計年度は会期に従う。

第29条 会計監査は年2回行い部長、副部長がこれにあたる。

## 第11章 附則

第30条 本規約の改正は部員の3分の1以上あるいは役員会の発議により総会に提出され、出席者の3分の2以上の賛成を持ってなし得る。

第31条 本サークルは第2条により混声合唱を主体とする。しかし、同声合唱ができないわけではない。

第32条 各役員の役務は次のとおりとする。

部長：部を代表し、部運営の総括を行う。

副部長：部長の仕事を補佐し、部長が役務をなしえないときには代行として業務を行い、部運営にあたる。

正指揮者：技術面の最高責任者として部運営にあたり、より良い高度の合唱を追及する

養成指揮者：指揮者の養成を目的とし、やむを得ない場合を除いて次期正指揮者に立候補する。

チーフマネージャー：年間行事に基づく活動におけるマネージングに関する最高責任者として部運営にあたる。

サブマネージャー：チーフマネージャーを補佐し、渉内、渉外の仕事を行う。

会計係長：第10章第27条に関するすべての業務を担当する。

一般会計：部費の徴収、管理及び自治会からの補助金の管理を行う。

特別会計：上記以外の金額の徴収、管理を行う。

庶務係長：庶務係を総括し、部の運営にあたる。

備品係：部室管理、原紙・西洋紙 etc.の管理、物品の保管、楽器の保管、ステレオ関係以外のもの一切の管理。

記録係：行事の写真、他大学との連絡、祝電、役員会、技術部会、総会の記録。

後援会係：後援会名簿の作成、後援会費の徴収、後援会に入会した会員より入会金を徴収。フィルコール後援会員および部員の名簿を作成する。後援会

員へ入会金及び通信費、決算の報告、フィルコール後援会員名簿、定期演奏会招待状及びコンパ案内状を送り、年間行事予定、活動成果を報告する。

\*但し、ここにおける後援会とは卒部生を対象としたものであり、組織及び会長を持たない。庶務に関してはフィルコール庶務係が代行する。

編集係長：編集係を統括し、部の運営にあたる。

部誌発行係：部誌 **etc.**を発行する。

視聴覚係：音楽、図書、レコード、**etc.**収集や、レコードコンサート開催や理論講義、討論会、各種催し物の案内 **etc.**の音楽性の知識の育成を目的とする活動を行う。

楽譜係：楽譜の作成、配布の仕事にあたる。

代議員：おもに合唱連盟関係の仕事するものとする。

副代議員：代議員の養成を目的として、やむを得ない場合を除いて次期代議員に立候補する。代議員を補佐する。

パートリーダー：各パートを統括し、部の運営にあたる。

サブパートリーダー：パートリーダーを補佐する。

パートマスター：パート内の人間関係を円滑にするためのものとする。

人事係長：副部長が兼任し、サークル内の人事を円滑にするためのものとする。

第33条 入部、復部、退部、休部は人事係長に、入部届、復部届、退部届、休部届を提出した時点において成立するものとする。

本規約は平成29年11月25日より施行する。

平成29年度11月の総会において会期および役員選挙の内容を一部改訂したものである。